

前進全新

生徒会新
聞第2号

令和5年11月24日(金)
生徒会総務委員会

それでもながらスマホしますか？

先日下校中に、自転車を使う生徒がスマートフォンやイヤホンを利用しながら下校していないか、生徒会が学校付近に立ち確認したところ、多くの生徒が「ながら運転」をしていました。「ながら運転」は交通違反であり、地域の方々からのイメージも良くありません。何より、**ながら運転はとても危険です。**

それでもあなたは、ながらスマホをしますか？

登下校中に限らず、スマートフォンやイヤホンの利用について、今一度振り返ってみましょう。
(生徒会総務委員会)

実際に「ながらスマホ」で起こった事故を調べてみました。

～ながらスマホで自転車事故～

2019年10月6日
兵庫県伊丹市内の交差点

高校3年女子生徒が見守り活動をしていた男性(77)を自転車ではね、男性は一時重体となった。

女子生徒はスマートフォンを操作しながら自転車を運転していた。女子生徒は「スマホに気をとられ、前をきちんと見ていなかった。」と話している。現在男性(77)は意識を取り戻しているが、意識疎通が、難しくなっているという。

(産経新聞 2019/10/01)



～イヤホン運転したから…～

2021年12月2日
東京都足立区の都道の歩道

耳にイヤホンを付け、無灯火の自転車を走行していた高校1年生が、歩いていた男性(75)の肩とすれ違いざまに接触。その後男性は車道に倒れ、走行中の2トントラックにはねられ死亡。

自転車を運転していた高校生は「前をあまり見ておらず、ブレーキをかけたが間に合わなかった。」と話している。警察は男子生徒を重過失致死容疑、トラックの運転手には自動車運転死傷行為処罰法違反容疑でそれぞれ調べている。(読売新聞 2021/12/02)



～自転車運転に関するルール～

- ・車道左側通行が原則。
- ・交差点では、信号と一時停止を守って、安全を確認。
- ・夜間はライトを点灯。
- ・携帯電話を利用しながらの走行は禁止。
- ・傘などの物を持っての走行は禁止。
- ・イヤホンを使用しながらの走行は禁止。

(警察庁公式HPより)

ルールを守らないと以下のような罰則があります。

～自転車運転に関する法律と罰則～

自転車の運転中におけるスマホの使用は、道路交通法で禁止されています。運転中にスマホなどの携帯電話を保持して通話したり、画面を注視したりした場合、**6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金**が課せられる場合があります。
(道路交通法 71条5の5)

ながらスマホによる自転車事故の賠償金は、一億円になるケースもあります。もう一度スマートフォンやイヤホンの利用方法について考え、地域の方々のお手本となるよう

安全運転を心がけましょう。

(画像掲載協力 1年C組葛西 淳希さん)

マナー&クリーンアップ作戦実施!!!!

生徒会活動の一環として『マナー&クリーンアップ作戦』を実施することにしました。学年問わず、時間がある方は是非参加して下さい!!

～活動内容～

ながら運転やながらスマホをしている市尼生に声かけや落ちていたゴミ拾い。地域の人への挨拶。

日時・・・12月19日(火) 12:45

集合場所・・・本館2階生徒会室前

掃除場所・・・市尼周辺(私有地内は掃除しません。)

持ち物・・・手ぶらでOK!!!!!!
やる気!!!!元気!!!!勇気!!!!
綺麗にする気持ち!!!!